

⑥ 歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料 及び口腔機能管理料の要件並びに評価の見直し

第1 基本的な考え方

かかりつけ歯科医による歯科疾患・口腔機能の管理等といった生活の質に配慮した歯科医療を推進するため、歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料並びに口腔機能管理料の要件及び評価を見直すとともに、小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料の対象となる患者の範囲を拡大する。

第2 具体的な内容

1. 歯科疾患管理料の初診時及び再診時の評価を見直す。

改定案	現行
<p>【歯科疾患管理料】 歯科疾患管理料 <u>90点</u> [算定要件] 注1 1回目の歯科疾患管理料は、 歯科疾患の管理が必要な患者に 対し、当該患者又はその家族等 (以下この部において「患者 等」という。)の同意を得て管 理計画を作成し、その内容につ いて説明を行った場合に算定す る。 2～11 (略)</p>	<p>【歯科疾患管理料】 歯科疾患管理料 <u>100点</u> [算定要件] 注1 1回目の歯科疾患管理料は、 歯科疾患の管理が必要な患者に 対し、当該患者又はその家族等 (以下この部において「患者 等」という。)の同意を得て管 理計画を作成し、その内容につ いて説明を行った場合に算定す る。<u>なお、初診日の属する月に 算定する場合は、所定点数の100 分の80に相当する点数により算 定する。</u> 2～11 (略)</p>

2. 小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料の対象となる患者の範囲を 拡大する。

改定案	現行
<p>【小児口腔機能管理料】 小児口腔機能管理料 <u>1 小児口腔機能管理料 1 90点</u></p>	<p>【小児口腔機能管理料】 小児口腔機能管理料 <u>60点</u> (新設)</p>

<p>2 小児口腔機能管理料 2 50点</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、<u>口腔機能発達不全症の18歳未満の患者</u>に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、当該管理計画に基づき、口腔機能の管理を行った場合に、月1回に限り算定する。</p> <p>2 <u>1については、口腔機能の評価項目において3項目以上に該当する者に対して、注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。</u></p> <p>3 <u>2については、口腔機能の評価項目において2項目に該当する者に対して、注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められるもの（過去に小児口腔機能管理料を算定した患者に限る。）に対して、小児口腔機能管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、<u>1又は2の所定点数に代えて、それぞれ78点又は44点を算定する。</u></p> <p>【口腔機能管理料】 口腔機能管理料 1 口腔機能管理料 1 90点</p>	<p>(新設)</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、<u>口腔機能の発達不全を有する18歳未満の児童</u>に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、当該管理計画に基づき、口腔機能の管理を行った場合に、月1回に限り算定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められるもの（過去に小児口腔機能管理料を算定した患者に限る。）に対して、小児口腔機能管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、<u>所定点数に代えて、53点を算定する。</u></p> <p>【口腔機能管理料】 口腔機能管理料 60点 (新設)</p>
---	--

<p><u>2 口腔機能管理料 2</u> <u>50点</u></p> <p>注1 <u>区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能低下症の患者に対して、口腔機能の回復又は維持を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、当該管理計画に基づき、口腔機能の管理を行った場合に、月1回に限り算定する。</u></p> <p><u>2 1については、D002-6に掲げる口腔細菌定量検査（2に限る。）、D011-2に掲げる咀嚼能力検査（1に限る。）、D011-3に掲げる咬合圧検査（1に限る。）、D011-5に掲げる口腔粘膜湿润度検査又はD012に掲げる舌圧検査のいずれかを実施した口腔機能低下症の患者に対して注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。</u></p> <p><u>3 2については、口腔機能低下症の患者（注2に規定する患者を除く。）に対して注1に規定する管理をする場合に当該管理料を算定する。</u></p> <p><u>4～6</u> （略）</p> <p><u>7</u> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められるもの（過去に口腔機能管理料を算定した患者に限る。）に対して、口腔機能管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、<u>1又は2の所定</u></p>	<p>（新設）</p> <p>注1 <u>区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、口腔機能の低下を来しているものに対して、口腔機能の回復又は維持を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、当該管理計画に基づき、口腔機能の管理を行った場合に、月1回に限り算定する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>2～4</u> （略）</p> <p><u>5</u> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められるもの（過去に口腔機能管理料を算定した患者に限る。）に対して、口腔機能管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、<u>所定点数に代え</u></p>
--	--

点数に代えて、それぞれ78点又は44点を算定する。

て、53点を算定する。